

問責決議の舞台裏

吉岡の質問に答えた**木林議会事務局長の弁明**と
「議事録」との大きな違い・矛盾

(2回目 R 2・7・25)

木林事務局長の関与を疑い、面談を申し入れる (4月15日)

昨年の12月議会の2日目、私に対する「問責決議」が行なわれました。この「問責決議案」の提出者が**工藤隆男議員**（提出者）、**田村議員**（賛成者）で、賛成討論をしたのが**鳥越議員**でした。

問責決議を議決した「同じ日」に、上記の3人が、議場で同じ「議員必携」を読み内容を確認している姿を目撃しました。「**外部からの関与**」に気づき驚く。

(1) 工藤隆男議員と田村議員の場合

12月議会の2日目（問責決議がされた日）、会議の始まる10時直前に、工藤隆男、田村両議員が会議の始まるギリギリに入りました。そのとき二人は「議員必携」を手にしており、何枚かの付箋も見えました。そして、互いに確認し合うような仕草もしていました。この時私は、同じ日に**問責決議**が出るとは想像すらしてませんでした。

(2) 鳥越議員の場合

議会が終わった19日の夜、録画された自分の一般質問を見てびっくりしました。なんと隣の鳥越議員が、私の一般質問中に工藤隆男議員や田村議員と同様に「議員必携」を読んでいたからです。

そこでやっと気づいたのです。19日の「問責決議」は、当事者の吉岡の全く知らないところで、一部の議員の中で準備され強行されたのだと。

(3) 「役場サイドの意思で動いた」のではないか、という疑念を生んだ理由。

① 工藤隆男議員と田村議員の場合

私は工藤隆男、田村両議員に二人の名前で提出された「問責決議」に関する「質問書」を提出しました。(R 1・12・23)、しかし、経済常任委員会終了後、口頭で回答を拒否されました。

(R1・12・25)

工藤議員「私の考えはあるが、回答しない」

田村議員「何言ってんだ。冗談じゃないよ」

この時、直感しました。「問責決議案はこの二人が書いたものではない」と。
では、誰が書いたのか？ 問責の計画を立て実際に推進した人物は誰か？

② 鳥越議員の場合。

議員は賛成理由を2つ挙げましたが、2つとも間違っていました。

1つは、「経済常任委員会が開かれていないのに、データと思われる数字がHPに書かれていた。」と発言。でも、・・・
経済常任委員会は、12月9日に開かれています。
その内容を批判したHPは、12月12日でした。
従って、「経済常任委員会が開かれていないのに」は、
完全な間違いです。それに、「データと思われる数字」と発言していますが、「データそのものが経済常任委員会で公表された」のです。

2つ目は、ある法律文を読み上げ「問責決議の賛成討論をしました。
実はその法律の名前は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」というもので、国民に「行政文書の開示を請求する権利について」定めることを目的とした法律で「問責決議」の内容とは関係ないものでした。

※つまり、鳥越議員の賛成討論は、実質存在しなかった事になりました。

問責決議の舞台裏が、だんだん見えてきた！

木林事務局長の説明

「問責決議文」は、**私が**作った。
鳥越議員に「資料を提供」したのは**私**。

吉岡の質問 (R2/4/15)	木林事務局長の説明 (R2/4/15)
●問責決議文は、議員の方から自主的に作られたのか、それとも、木林さんが決議文を書いて、これでどうでしょうと」	★議会事務局長が議員を指導する立場ではない。議員の方から相談されれば、わかっている範囲でお答えする。 <u>問責決議文は、私が作りました。</u>
●鳥越議員が賛成討論で読み上げた法律文書。あれは木林さんが提供したのですか？	★聞かれれば提供します。(どう聞かれたのか?) どう聞かれたかの記憶はないが、 <u>《資料》を提供したのは私。</u>

木林事務局長の**説明**と**議会運営委員会の以下の「議事録」**
を**比べて読んで下さい。**

木林事務局長の吉岡への**説明** (R2/4/15)

- 12月議会運営委員会があつて、最後の議題の中で「吉岡さんのHPにこういうのが出てますよ」と私の方から報告した。
私の方から「**問責**」をやれとか、「**懲罰**」をやれとか、そういうことは出来ないのでは（HPのコピーを配布し）報告した。それが一番最初。

議会運営委員会での木林発言「**議事録**」① (R1/12/13)

- 「吉岡議員のHPに経済常任委員会及び議会における手続きの軽視及び侮辱。危険性を煽る内容。根拠なき企業名の公表がなされている。」
(議事録①)
上記の木林発言は、「吉岡さんのHPにこういうのが出てますよと私の方から報告した」との単純な情報提供とは全く違います。「手続きの軽視及び侮辱。危険性を煽る内容。根拠なき企業名の公表」など、吉岡不在の中で、強度の問題性を指摘しており、私への直接の説明とは**大違いの内容**。

議会運営委員会の木林発言「**議事録**」② (R1/12/18)

- 「吉岡さんのHPは個人のもので、表現の自由、言論の自由、議員活動の自由、そこはいいんですが、だからといって何でも自由ではなくて名誉毀損だとか、風評被害だとか、信用の低下、そうしたもので認めているわけではない。自由、自由と言ってもルールがありますので、そのルールを犯しているかどうかは、議会の皆さんの中で判断して頂いて、これはいかんぞと言うことになれば、懲罰や問責だったり、いやいや関係ないぞていうことであれば、不問になりますし、その判断は議会の皆さんでやるべきではないかと事務局は思っております。」
(議事録②)

気づいた方もおられると思いますが、「懲罰や問責」の言葉を最初に持ち出したのは木林事務局長です。この先の理解は、読解力の問題になりますが、「懲罰や問責にするか、不問にするかを、議員が判断してくれ」と訴えています。木林発言と行動は「吉岡さんのHPにこういうのが出てますよ」と言う単純な資料提供ではなく、「懲罰や問責」を煽っているという印象です。

**工藤隆男・田村両議員提出の「問責決議案」は、
議会運営委員会で「議案審査」が行なわれていなかった。**

《背景》 議会事務局長の判断ミスにより「決議案件の取り扱い」に誤りが生じました。
議会に「議案」として提出できる手はずとしては、2通りあります。

- ①議員個人が提出する場合
- ②委員会として提出する場合です。

当初、木林事務局長やその周辺の議員達は、吉岡に対する問責決議を「議会運営委員会」として提出しようとしたが、途中で法律上の間違いに気づいた米川委員長が、「このHP云々ということは議運で扱う事件ではないと考えている」として、「議運としては扱わない」と表明しました。(R1・12・18)
これに対して、周辺から一斉に、米川委員長に対する攻撃が行なわれました。

議事録に重大な記述 (「委員会提出」を断念する時は、「個人提出の決議案」に切り替えることは、打ち合わせ済みだったことが判明)

牧田議長：「もう10時になってしまうから（議会の開始時間が10時）」

米川委員長：「いいですね、それじゃ。」

牧田議長：「吉岡議員に問責決議をやるって事で」

工藤議員：はい。

牧田議長：いいですか？

米川委員長：いや、私は。

牧田議長：個人で出すものだから。

米川委員長：私は承知していませんけど。

田村副議長：議運でやるわけではないのです。

牧田議長：よし、時間もないので今回まとまらなかった。

米川委員長：ご苦労様でした。

※ すでにお気づきと思いますが、このあと、「議運での審議」もなくストレートに議長に「問責決議案」が提出されたのです。明らかな法律違反です。
つまり、問責決議を提出する主体が委員会から個人に代わったら、個人が出す「問責決議案」は、別途、議運での審議が必要なのです。

※ 木林事務局長の私に対する発言《説明》が残っています。(R2・4・15)

「問責の文章を議運のメンバーに配っていない。これでいいかと、議運のメンバーにはしていない」「文章を見せたのは、工藤隆男、田村両議員。
他に、鳥越議員に見せたかも知れない。」

つまり議運としての「審議」をしていないということです。

議会事務局長は、自ら「**法律違反の実態**」を明らかにしたものです。